

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社（現在は、C社。）における資格取得日に係る記録を昭和42年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月1日から同年9月1日まで

私は、A社に継続して勤務していた。申立期間の加入記録が無いことに納得できないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録、申立人が保有する年金手帳の記録及び同僚の証言から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和42年4月1日にA社本社から同社B支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年9月の社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 6 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 34 年 11 月 4 日から 35 年 8 月 11 日まで
③ 昭和 35 年 8 月 8 日から 37 年 7 月 1 日まで

私は 55 歳ごろに社会保険事務所で年金記録について調べてもらった際、申立期間については既に脱退手当金として受給しているという説明を初めて聞いたが、脱退手当金を請求したことも受給したこともないので、当該期間については厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間における最終事業所である A 社 B 事業所での厚生年金保険加入期間は脱退手当金の請求要件である 24 か月に満たない 23 か月であるとともに、当該事業所の被保険者名簿に記載されている女性で、申立人の資格喪失日である昭和 37 年 7 月の前後 1 年以内に資格喪失した者のうち、連絡先が把握できた 2 名から、事業所における脱退手当金の取扱いについて聴取したところ、いずれも事業主による代理請求はうかがえず、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人が A 社 B 事業所を退職してから次の事業所に勤務するまでの期間は短期間であることを踏まえると、申立人が当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

石川厚生年金 事案 177

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 56 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 49 年 4 月から 56 年 9 月まで A 事業所で社員として勤務していた。厚生年金保険のことは同事業所に一任していたが、加入していたはずであるので被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等は無く、申立人は、A 事業所における勤務期間の始期及び終期についての記憶もあいまいである。

また、当時の従業員等は、「申立人は、自家用トラックを持ち込み瓦の運搬の仕事をしていた。A 事業所の社員ではなかったので厚生年金保険料は控除していなかった。」と供述していることから、申立人の同事業所における勤務形態は請負であった可能性が高いと考えられる。

さらに、当該事業所は、昭和 60 年に全喪しており、当時の人事記録、社会保険等関係資料は残っていないとしていることから、申立人が同事業所の社員であったこと及び同事業所における勤務期間については確認することはできない。

加えて、申立人は、昭和 36 年 4 月から 60 年 5 月まで国民年金に加入し、申立期間を含めて国民年金保険料を未納なく納付していることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

石川厚生年金 事案 178

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 7 月 1 日から平成 5 年 8 月 1 日まで

申立期間においてはA事業所に勤務していたが、厚生年金保険加入記録の標準報酬月額は実際の報酬額より低い額の標準報酬月額となっている。当時の給与明細書を提出するので、調査の上、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の保管する申立期間に係る給与明細書によると、申立人が主張するとおり、報酬月額に見合う標準報酬月額は、社会保険庁が保管する標準報酬月額の記録よりも高い額となることが確認できる。

しかし、給与明細書に記載された厚生年金保険料額は、社会保険事務所に届け出られた申立人に係る標準報酬月額を基に当時の厚生年金保険料の料率及び被保険者の負担割合を乗じて得られた額と同額であることから、申立人の事業主により給与から控除された厚生年金保険料に基づく標準報酬月額は、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額と同額であることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

石川厚生年金 事案 179

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 16 日から 41 年 5 月 7 日まで
② 昭和 41 年 6 月 8 日から 42 年 1 月 2 日まで

社会保険事務所に申立期間の厚生年金保険の加入状況について照会したところ、当該期間については脱退手当金が支給された記録になっている旨の回答をもらったが、脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶も無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、その支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和42年4月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理において不自然な点は見当たらない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。